

答 申 書

合志市ごみ袋のあり方検討委員会

令和 8 年 4 月 14 日

合志市長 荒木 義行 様

合志市ごみ袋のあり方検討委員会
会長 辻 大二郎

合志市指定ごみ袋等の今後のあり方について(答申)

令和 7 年 9 月 16 日付け、合環第 20250916002 号で諮問を受けた標記事項について、当委員会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

1 合志市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 18 年合志市条例第 125 号）第 20 条及び第 24 条の規定に基づき取り扱っている合志市指定ごみ袋等の価格を改定することの適否について

合志市指定ごみ袋の価格の改定を行うことを適当と認めます。

(理由)

近年の物価高騰により市民の生活が逼迫していることを考慮すると、市民の負担を増大させるごみ袋の価格は、据え置きとすることを望む声も多いと思います。

しかしながら、合志市指定ごみ袋については、平成 18 年の合併から今日まで、20 年間一度も当該価格が改定されておらず、昨今の物価高騰は当然ごみ袋の作製費用や収集運搬に伴う費用及びごみ焼却や再生処分を行うための費用にも多大な影響を及ぼし、大幅な財政負担の増加が生じており、今後も上昇傾向にあることが想定されています。

全国的に少子化・高齢化・人口減少社会が進む中、国が支援する地方交付税に頼らざるを得ない財政状況である合志市では、今後も、子育て・教育関連や防災力の強化、老朽化する施設の維持管理費等、ごみ処理に関する費用以外にも大きな財政需要が見込まれており、ごみを排出される方にごみ処理費用の一部を負担していただくことは、やむを得ない事情であると判断しました。

以上の状況を鑑みて、合志市指定ごみ袋の価格改定を行うことを適当と認めました。

2 ごみ袋価格の改定のあり方について

(1) 改定後の価格について

下記のように改定することを提案します。

種別	現状	改定案
指定ごみ袋(大 45ℓ)	1枚 20円	1枚 35円
指定ごみ袋(小 30ℓ)	1枚 15円	1枚 20円
指定ごみ袋(極小 20ℓ)	1枚 15円	改定なし
粗大ごみステッカー	1枚 500円	改定なし

(理由)

指定ごみ袋等から徴収する一般廃棄物収集運搬手数料については、合志市の現在のごみの量、収集運搬及び処理にかかっている費用、ごみの排出者に対する排出抑制効果、市民の受容性、周辺自治体の財政状況や手数料の料金水準など様々な観点から検討を行い、地方交付税の算定に使われる標準団体と同等にごみ関連経費の14%程度を賄うこと（合志市は令和6年度実績で9%程度を賄う状況。）が適当であると考えました。

また、現在は小（30ℓ）と極小（20ℓ）に価格差がないことから、ごみの分別を促し、ごみの排出量を抑制するためにも価格差を設けることが必要であると考えました。

なお、ごみの排出量の抑制に最も貢献する極小（20ℓ）は価格を据え置くこととし、ごみの排出量に応じた受益者負担の考えから、小（30ℓ）及び大（45ℓ）の改定額を提案します。

ただし、この価格改定については令和6年度決算に基づくごみ関連経費（719,751,291円）及び同年度の指定ごみ袋の販売実績をもとに算定したものですので、今後も、標準団体と同等の水準を保っていくためには、定期的な見直しが必要であると考えます。

(2) 改定方法について

現行の袋の種類、販売方法等は変更せず価格のみを改定することを提案します。

(理由)

袋の種類、販売方法等を変更することは、少なからずごみの排出者、小売業者、収集運搬及び処分を行う事業者等様々な立場の人に影響を与えることが考えられます。現行の燃やすごみ、資源物、不燃ごみのそれぞれに3種類の大きさの袋を用意し、大きさに応じて価格を設定する方法は、排出者の様々な事情に対応でき、特段大きな支障が生じておりませんので、今回は価格のみ改定することが適当であると判断しました。

なお、現状では、極小サイズ(20ℓ)の取り扱い店舗が非常に少なく、入手が難しいという声もあることから、改定後については極小サイズの需要が増えることを想定し、市民が全ての取り扱い店舗で滞りなく入手できるよう、供給体制を整備することを要望します。

(3) 改定の実施時期について

ごみ袋(一般廃棄物収集運搬手数料)に関する条例の改正から1年後の改定を提案します。

(理由)

一般廃棄物収集運搬手数料の改定は、市民が日常的に購入する必要があるごみ袋を通じた手数料の改定であるため、直接に家計の負担感を伴うものです。当委員会の答申を踏まえ、これから執行部や議会で議論され、条例の改正に向けた検討をされることと思いますが、この答申に至った背景や市の財政状況などを、市民へ丁寧に説明することが必要です。

また、価格改定が実施されることとなった場合は、新価格のごみ袋を作製する事業者や実際にごみ袋を売りさばく小売店への説明を行うために一定の期間が必要となりますし、既に作製されたごみ袋が無駄にならないよう在庫の調整期間も必要であると推察します。

以上のことから、条例の改正から1年程度の期間を設け、その間に市民及び関係者への丁寧な説明を求めます。

改定にあたっては特に大(45ℓ)の改定額が現行と比較し大きいことから段階的に引き上げること検討いたしましたが、近隣自治体と比較して極端に高額であるということはなく、長年据え置きであった期間の物価上昇に伴うものと考え、改定は一度に引き上げることが適当であると判断しました。

3 ごみ一時保管所（ごみステーション）の管理について

現行どおり地域住民が管理することを継続することはやむを得ない状況であると判断しました。

（理由）

地域住民が日々利用しているごみ一時保管所の管理を現行の地域住民（自治会など）での管理ではなく、市で行ってほしいとの意見もあったことから、当委員会で現状と今後のあり方について議論しました。

ごみ出しに関する市の責務と市民の責務について、まず法律の面から確認しました。法律においては、市の責務は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第4条（国及び地方公共団体の責務）及び第6条の2（市町村の処理等）等に規定されており、市民の責務については、同法第2条の4（国民の責務）、第5条（清潔の保持等）及び第6条の2（市町村の処理等）等で規定されていました。合志市廃棄物の処理及び清掃に関する条例においても、第3条（市の責務）、第7条（市民の責務）が定められていましたが、法律や条例には、ごみの収集運搬及び処分について一般的な責務などは定められていますが、それぞれの地域で利用されているごみ一時保管所の管理方法については具体的な規定がなく、これまで慣例的に地域ごとに様々なやり方で清掃及び管理がなされてきたことが分かりました。

また、市がごみ一時保管所の管理を事業者に委託した場合の経費が約1,400万円かかることを確認するとともに、現行のごみ処理経費全体における受益者負担率が9%程度であることや、自治会未加入者の増加のため戸別収集を実施している自治体のごみ袋の価格が合志市の4倍程度に設定してあることが判りました。

以上、ごみ一時保管所のあり方についても様々な検討を行いました。市の財政状況やごみ袋の価格改定に直結する内容でもあることから、ごみ一時保管所の清掃及び管理は、これまでどおり地域住民が行うべきと判断しました。市民は引き続きごみの減量化、分別の徹底を図り、市と一体となって循環型社会の推進へ貢献していくべきと考えます。

なお、自治会未加入者が増加傾向にあり、ごみ一時保管所における清掃の義務や管理費用などの問題や外国人との共生への問題など、地域住民だけでは解決が難しい新たな問題も発生しておりますので、市は地域がごみ一時保管所の管理を今後も継続することができるよう必要な対策を講じることを強く要望します。